

153-参-厚生労働委員会-3号 平成13年10月18日

※初質問。社会保障及び労働問題等に関する質問。

○今井澄君 実は、私の時間はもう五分で終わっちゃったんですが、ちょっと辻先生の御了解を得て、あと一つだけ。(以下略)

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、七月の参議院選挙で当選させていただきました兵庫選出、辻泰弘でございます。

百戦錬磨、重量級の今井澄議員の後の軽量級の登場で、いささか見劣りするかもしれませんが、ちょうど私のおやじの命日でございます。初陣、初質問、横綱の胸を借りる思いで坂口横綱と力相撲をとらせていただきたいと思います。願わくは思い出に残る御答弁、また本日はマスコミの方もおられますので新聞記事にも残る御答弁を賜れば幸いです。

私は、政治運動、労働運動、また研究職などに生きてきた人間でございます。二十数年前、当時、社会、公明、民社という予算修正、減税要求等々の取り組みの中で、当時の坂口大臣が大蔵部会長、政審会長をされていたころ、後ろで政策スタッフとしてお会いさせていただいた人間でございます。以来の先生の今日までのお姿を拝見させていただいております。見詰めているものにそんなに大きな違いはないというふうに思うわけですが、今はいささか立場を異にしているわけでございますけれども、小泉流改革路線、またその具体策について、今日の閣僚としてのお立場からお話を賜ればと思うわけでございます。

私の信念は、政治の目的は庶民の幸せを大きくすることにこそある、その思いでございます。時間も限られております。実は今、神戸市長選挙をやっておりまして、私、連日行ったり来たりしております。のぞみ号の中でつくった質問でございますが、この質問も時間も限られておりますのでのぞみ号というような感じで質疑応答をお願い申し上げたいと思います。

まず、私は、さきの橋本内閣のころの行政改革会議、連合会長の芦田甚之助会長が出ておられたんですけども、その随行ということで官邸にもお伺いをいたしまして、省庁再編の議論の一端を見せていただいた人間でございますけれども、当時、厚生省、労働省、経済企画庁の国民生活局等々を一本化して国民生活省をつくらうじゃないか、こういうような議論もあったわけでございます。そして消費者行政、生活者のための行政をやっていこう、こういう御議論もあったわけでございます。その後その構想はなくなって、厚生労働省か労働厚生省か、こういうような議論もあったわけでございますが、結果として厚生労働省ということになって、大臣は昨年十二月からそれぞれの大臣を兼ねられて、本年

一月からの合併ということに至っているわけでございます。

今日まで十カ月を経過したところでございますけれども、この十カ月の厚生労働省、新しい二つの役所の合併ということをどう総括、評価されておられるのか。省庁再編のメリット、デメリット、それぞれにつきましてお伺いしたい。そして、そういうような経緯も踏まえつつ、やはり消費者、生活者の立場からの行政に努めていただきたい、この思いでお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 辻先生のお話を聞きながら、ことしの一月六日からでございますけれども、旧厚生省と旧労働省が同じになりまして厚生労働省にさせていただいたわけでございます。

確かにこれは両面、いい面と、それからこれは一緒になって大変だなと思う面と、やっぱり両面あるように思っておりますが、一緒になりまして、やはりこれで今までがばらばらだったのがスムーズにいくな、今までは縦割りになっていたのが両方一緒になったのでスムーズにいくなと思いますのは、例えば子育ての問題でございますとか、あるいはまた、今までは地域の例えば医療とそれから職域における医療とが違っておりましたりいたしましたのが一本になりましたりとか、仕事と子育ての両立がうまく一つの役所の中でスムーズにいくようになりましてとか、そういう非常にうまくいくようになった面も確かにございますが、しかし一方におきましては、非常に大きくなったものでございますから、当然のことでございますが、全体をまとめていくということが大変になったなという率直な私の気持ちでございます。

私は、両方のことをやらせていただいて、一方におきましては、先ほどもお話がございましたが、医療保険のことをまとめていくというような医療保険の話をやらなきゃならないと思っておりますと、こちらの方で失業率五%ということになって雇用の問題をやらなきゃならないと思っておりますと、今度は狂牛病の問題が入ってくるというようなことで、とにかく目が届かなくなってくる。全体としてこれ全部責任持って自分はやっているのかなという非常に不安感に駆られることがございまして、そういう面では、大きくなったということは、先ほども申しましたいい面もありますけれども、担当させていただいておる者といましてはいささかそういう不安感もつきまとうというのが率直な意見でございます。

○辻泰弘君 本当に率直なお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

確かに全体のまとめは難しい。幅広い行政になっていろんな質問項目もたくさん多岐にわたるわけございまして、それだけ生活に密着しているということの一つのあらわれもございまして、ぜひ生活者の視点、消費者の視点から、ともすれば生産者優位といたしますか、そちらの路線が見え隠れするところもございまして、どうか消費者、生活者の立場に立った行政のリーダーという立場で頑張ってくださいと思います。

さて、これからの厚生労働行政を考える上で、やはり世界の潮流、日本の国の潮流というものをしっかり踏まえた上で臨まなければならないと思うわけでございますけれども、やはり大きなものはグローバル化ということでございます。

グローバル化につきましては、さまざまな経済主体の効率性の追求が全地球的規模で行われるようになることというのが経済審議会等での定義であったと思っておりますけれども、この間のジェノバ・サミット等でもやはり反対運動等もございましたが、グローバル化にはやっぱり光と影があるということございまして、私は、やはりその影の部分をしっかり見詰めて対応していくことが政治の責任だと思っております。

一九九九年の国連開発計画の報告書、「グローバル化と人間開発」というのがございますが、その中に、世界の中で最も豊かな国々に住む世界人口の二〇%と、最も貧しい国々に住む世界人口の二〇%、これを比較したときに、所得格差は一九六〇年のときは三十対一だった。一九九〇年には六十対一になった。そしてそれが一九九七年には七十四対一になったということございまして、人や国間の格差というのは拡大するばかりというのが今日の状況でございます。

私の信念は、政治の目的は庶民の幸せを大きくすること、世界平和と人類の幸福、ある意味では当然のことでございますが、同時に競争原理の貫徹の上に人間に幸せはない、これが私の思いでございます。今日のグローバル化のもとで市場競争万能、自己責任礼賛の風潮というものがはびこっているわけでございます。しかし、そのような弱肉強食、優勝劣敗の論理の激流が庶民の生活を覆ってしまうといえますか、激流に庶民の生活が巻き込まれてしまわないように、そのことが政治の大きな使命だと思っております。

大臣の御所属の公明党の運動方針、私は非常に感銘を受けたところでございます。世界は今、急速なグローバル化のもとで激しい自由競争、市場主義の時代に入っており、日本もまたその例外ではありません。市場の暴走への安全装置が不可欠です。激しい競争が激しい優勝劣敗、弱肉強食社会をもたらさないよう力を注ぐ必要があります。貧富の差の拡大、中小企業の悲鳴と破綻、額に汗して働く人々の未曾有の雇用不安、崩れ行く町や商店街、老後の不安等々、あたかもふるいにかけるような二極分化傾向が見られる今、政党、政治家たるものはこれを直視しなければなりません。激しい優勝劣敗、弱肉強食社会の到来を見るとき、今こそ体を張って社会的に弱い立場の人々のために行動し、庶民の側に立って働かねばなりません。これが一九九八年、新しく結党されたときの運動方針案でございまして、私は当時連合におつたんですけれども、非常に感銘を受けたものでございます。

そこでお伺いしたいのは、こういうグローバル化のもとでの政治の果たすべき機能、また厚生労働分野における政策立案、政策運営のあり方について大臣の御所信のほどを承りたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） グローバル化のその中で今、日本は前進を続けているわけでございまして、グローバル化の中を前進していくというその方向を今はも

う変えるわけにはいかないところに私は来ていると思います。もうこれは真っすぐ前を向いて、そしてその中で競争と戦いながらも、経済の分野であれ他の分野であれ、進んでいくという以外に方向性はない。

しかし、そのグローバリゼーションの中で、勝敗を次々と重ねていくというその中で一体日本の国の中が維持していけるかといえば、それは、今御指摘になりましたとおり、そこにはお互いに連帯の精神というものが必要であろうというふうに思っています。その連帯の精神を一体どうつくり上げていくかということになるわけですが、特に厚生労働省はその連帯の輪をつくっていくためにどうしたらいいかということをもっと考える省ではないかというふうに思っています。

確かに、今数字をお挙げになりましたように、地球規模におきましても大きな格差が広がっているのでございましょう。それがグローバリゼーションの考え方でいきましたときに、日本の国内においてもそれと同じことが進行していつてしまいますと、そうすると日本の国の中の破綻を来す可能性もあるわけですが、他の国々との間の問題を外に向かつては考えると同時に、日本の国内におきましてもそうした格差の拡大が次々と進んでいることを何をもってとめていくか。

そこに、皆さん方が努力をされたことは報いられるということにして初めて私はそこをとめることができるんだらうと思います。厳しい言い方ですが、努力のないところにやはり私はそこまで手を差し伸べることはなかなか難しい。それは障害者の皆さん方の場合なんかは別でございませう。

しかし、最近障害者の皆さん方の中にも、自分たちでITなどのことを中心に仕事をして、そしていわゆる納税できる人間になろう、こういう運動を展開もしておみえになりますことを、そういう団体がありますことを非常に敬服いたしているわけですが、やはり障害者といえども、これはもう社会保障だけを当てにしているというような考え方ではいけない、やはり自分たちで立ち上がって、自分たちでやはり納税者になるんだ、その意気込みをお持ちだということに大変敬意を表しますし、そういう運動を大変進めておみえになります方にも敬意を表したいというふうに思っています。

ですから、そういう土壌を育てつつ、やはり一生懸命に努力をしていただく方に報いていける枠組みをどう構築していくか、そのこととこのグローバリゼーションの中で生きていくということとはセットであるというふうに思っている次第でございませう。

○辻泰弘君 グローバリゼーションに伴う格差の拡大というのは、国際面は先ほど申し上げたとおりでございませうが、当然国内面においても進行しているというふうに思うわけですが、現にいろんな機関の調査等も出てきているわけですが、

ちょっと古くなりますけれども、一九九六年の経済白書においても、「戦後の日本は所得・資産格差が比較的小さく、それが社会的安定の維持や階層分化の防止に役立ってきたと評価できる。」「所得・資産格差を発生させないことが、公平性の点からも、また、社会

の活力という点からも重要なことと考えられる。」という指摘があるわけですが、今日における日本における所得格差、資産格差、これまで拡大してきているというふうに見ておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） つまびらかな資料というものを私まだ持っておりませんが、しかし傾向としてはやはり拡大をしてきているのではないかという危惧を持っていることは事実でございます。しかし、まとまりまして、例えば一九九〇年に比較をして二〇〇〇年にどれだけどうなったかという明確な資料を持ち合わせているわけではございません。

○辻泰弘君 大臣も傾向としてはやはり広がっているのじゃないかというふうにおっしゃっていただいたわけですが、そういう状況の中での厚生労働行政はいかがあるべきかということについてお願いを申し上げたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） その中で厚生労働の関係の仕事、一方におきましては年金、医療、介護等あるわけですが、そして旧労働関係のことというならば雇用、働く場をどう確保するかという問題がございますし、それらの問題を厚生労働省としては総合的にこれから考えていく必要があるわけでございます。

そういういわゆる所得格差というものが生まれてくる、それに対してそれを何で埋め合わせていくのか、その格差是正を何で行うのかということになってくるだろうというふうに思いますが、その格差是正につきましては今まで社会保障分野と言われておりましたことが大きな威力を発揮するというふうに思っています。

先ほど今井先生の方から少し年金のお話が出ました。年金のあり方はどうしたらいいかということを実際に考えなきゃならないときでございますけれども、やはり現在の年金制度は、先ほども申しましたように、どちらかといえば、いわゆる負担と給付の関係でいえば、負担の幅は大きいけれども給付の幅はより小さいという形に私はなっているというふうに思っておりますが、そうした考え方は私は今後も維持をしていくということが一つの方向だろうというふうに思っておりまして、そうした基本を一つ持ちながら対処していくということが大事ではないかというふうに思っています。

○辻泰弘君 構造改革の牽引役である竹中経済財政担当大臣にこういう御発言がございまして、全体の流れとして頑張った人が報われる制度が従来以上に必要になっているのですから最高税率は引き下げるべきだ、所得税という意味だと思いますが、最高税率は引き下げるべきだというのを本にも書いておられるんです。

この点について、やはり私は、所得再分配機能を果たす政策というものが大事だとおっしゃっていただいたこともその中に入るのじゃないかと思うわけですが、この最高税率、格差が広がったという例のアメリカのレーガン減税、その結果としての税率よりも今の日

本は低くなっているわけでございますから、そういう中で、竹中経済大臣、構造改革の牽引役の方の信念といいますか、その考え方、私はいささか異にするわけですが、大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 私が税制のことまでここで言えるかどうかということでございますが、今までの日本の税制が余りにも格差が大き過ぎた、勾配が厳し過ぎたということは、これはそうだったんだろうというふうに思っておりますが、しかしかなり現在是正されておりますことは事実でございます。

その議論のときにいつでも出てまいりますのは、高額所得の人に余り厳しくすると、そうするとその人たちが、この国際化の中でさらにその人たちが活躍できないということがある。したがって、高額所得の皆さん方がそれによってさらに国際的な中で活躍ができるようにしてあげないといけないという意見もあるわけでございますが、もしそこを認めるのであるならば、その皆さん方が活躍をしていただいて、その活躍をしていただいたことによって非常に所得の低い層の皆さん方にどういう形でそれを分配をしていただけたのかということになるのであろうというふうに思います。

ですから、この税制の中で所得税だけで物を考えていくというのは非常に難しい。そこはもう少し幅広い税全体の中でそこをどうするかということになってくるというふうに思いますが、一部の人たちのこれから頑張っていただくためにだけ税制をつくる、税制をつくっていくということになりますと、それは問題が起こってくる。したがって、そこにはある程度の限界が生じることはやむを得ないというのが私の今までの考え方でございました。

余りにも今まで高額所得者の人たちの税額の、このなにかが厳し過ぎましたから、そこは直さなきゃならないということを私たちも言ってまいりましたし、現在のレベルになっている、もうそろそろ現在のレベルのところぐらいのところではぼつぼつお許しをいただけるのではないかという気持ちが私にはある、これは個人的な意見でございます。

○辻泰弘君 ありがとうございます。

そこで、構造改革についてお伺いしたいと思います。

いわゆる骨太の方針というのが六月、閣議決定されているわけございまして、私はちょうど選挙前でございまして、じっくりは読めなかったんですけども、一読して感じたことは、経済合理性の追求というものが前面に出過ぎているんじゃないか、競争、効率の論理に偏っているんじゃないか、庶民の生活や家族の幸せ、そういうものに、それにかかわってくる雇用というものに対しての優しい、温かいまなざしというものが感じられないというのが私の率直な実感でございました。

そもそも、構造改革なくして景気回復なしというキャッチフレーズが端的に示すように、今、小泉総理が進めようとされている構造改革というものは、当面の景気回復、今後の経

済再生、経済成長、それ自体が目的化しているのじゃないかというふうに私は思われてならないのでございます。

〔委員長退席、理事中島真人君着席〕

もとより景気回復、経済再生は重要な課題でございますが、それらはあくまでも国民、庶民の生活をよりよくするための一つのある意味では手段であって、それ自体が目的になるものではない。ジョブレスリカバリーという言葉がございましたけれども、突き詰めて言うならば、経済がよくなったとしても、国民の、庶民の生活、雇用というものが悪くなるのでは、果たしてどんな意味があるのかということが問われることになると思うわけでございます。

また、これも公明党の運動方針、拝借して恐縮ですが、これは第二回の一九九九年のときなんですが、「大事なのは、「何のための改革か」を常に問い掛け、「社会を支えている庶民・民衆が豊かで安心して暮らせる社会であるべきだ」との観点に立った国民のための改革を不断に実行していくということです。」と、こういう指摘がございます。まさにそのとおりだと私は思うわけでございます。

お立場でございますのであれですけれども、私から見ますと、小泉流構造改革というのが経済合理性の追求、競争、効率の論理に偏っているというふうに私は思っているわけですが、そもそも小泉流構造改革の目的は何なのか、坂口大臣としてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（坂口力君） 小泉総理の今回の所信表明演説におきましても、小泉総理が進めている構造改革は、人をいたわり、安全で安心して暮らせる社会をつくることや、子供たちの夢と希望をはぐくむ社会をつくることである、こういうふうに述べておみえになるわけでありますから、私はこの小泉総理のおっしゃっていること、そのことと自分が考えていることとは大きな隔たりはないな、大きな隔たりがないというよりも、むしろ総理が代弁をさせていただいているなど、こういうふうに感じているわけでございます。

〔理事中島真人君退席、委員長着席〕

構造改革の話が出ましたけれども、これも先ほど今井先生のお話の中にもありましたとおり、やはり我々の意識改革が一番大事なところであろう。どれほどこの枠組みだけを変えましても、意識改革が進まなければそれは全然用をなさない。だから、何をやらねばならないかというのは今、総理のお言葉にありますように、人をいたわり、安全で安心して暮らせる社会でありますとか、子供たちの夢と希望をはぐくむ社会であるという、その目標に向かって、そして構造改革をしているのであると。その構造改革をしていくための、そこに意識改革が伴っていなければいけない。ただ枠組みだけを変えていくのはいけないというのが私の思いでございます。

○辻泰弘君 参議院選挙に際しまして、御党のことばかり申し上げて恐縮ですが、公明党

は人に優しい改革ということを唱えられて、ポスターにも幹部の御主張にも入れておられました。私ども民主党も温かい構造改革ということをおっしゃっていましたので、気持ちはお分かるというふうにおっしゃるわけですが、人に優しい改革とはどういうことなのか。また、小泉流改革路線というのがある中で、あえて人に優しい改革ということをおっしゃったその心といいますか、思いはどうだったのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 古い文章は私がかかわってきた文章でございますので、なるほどそういうことを書いたかなと、こう思っていたわけですが、一番直近の選挙のなには私にかかわることなくでき上がったものでございますので、さてどういう気持ちでそういうキャッチフレーズと申しますか、標語ができ上がったのかということをお明確に私が把握しているわけではございませんけれども、しかし察することはでき得る。

それは、先ほどからお話がございますとおり、これだけ国際化というものが進んでまいりまして、今までの産業界におきましても第一次産業、第二次産業が音を立てて崩れるような形になってきた。そして、辛うじて持ちこたえているのは三次産業と言われる分野だけになってきた。この状況を見ましたときに、本当にみんなに胸を張って優しい政治を自分たちがしているというふうにするためには、この大きな流れの中で何をなさねばならないかということをお常に考え続けていなければならない。そういうことを考え続けていく我々は政治集団でありますよということをお表現したというふうには思っておりますが、あるいは書きました者がそんなことなかったよといって怒るかもしれませんけれども、私はそんなふうには思っている次第でございます。

○辻泰弘君 ありがとうございます。

今、先ほど小泉総理の言葉といいますか、人をいたわりということがあったわけですが、私も小泉総理、私はいろんな御発言を聞いてきた、雇用、生活にまつわることをいろいろ聞いてきたわけですが、若干庶民の生活、庶民の暮らし、雇用、こういうことを本当に身近に感じておられるのかなというのを疑問に思ったようなことがございます。直接お会いしたことはございませんし、お話ししたことはございませんのですが、大臣におかれましては常日ごろおつき合いも多いと思いますが、小泉総理は痛みのわかる男かどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） そこは痛みのわかる人だというふうには私は信じております。特に、小泉総理大臣は二回、三回でございますか、厚生大臣もお務めになった方でございますし、この厚生労働省が抱えております社会保障の隅々までおわかりをいただいている方だというふうには思っております。

したがって、小泉総理が今おっしゃっているのは、みんなに優しい政治を実現をす



るためには一つ越えなければならない山がある、その山を越えなければそこに到達できないということをわかってほしい、その山がこの構造改革であると。ここを一つ乗り切ることによって優しい政治というものがそこに生まれてくるんだと。だから、ここはそれを乗り切るまでの間は、どうぞひとつ皆さん方も大変これは痛みを与えるけれども一緒にそこは頑張ってもらいたい、どうかひとつそこを理解してほしいということを懸命に小泉総理はおっしゃっているというふうに私は理解をいたしております。

そこは、小泉総理のおっしゃるとおり、越えなければならない山がある、越えなければならない川があるというのは御指摘のとおりではないかというふうに思っておりますが、その越えなければならない山、越えなければならない川を渡りますときに、その山の中で途中でダウンをしてしまわないように、国民が本当に、よしわかった、みんなとともにこの山に登ろう、この川を渡ろうというふうに思ってくれるように、やはり何がしかのそこに手だてが必要であると、その手だては何かというのを考えていくのがこの厚生労働省ではないかというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 今、小泉総理が二回、三回厚生大臣をとのお話でしたが、ちょうど厚生大臣をされているときに構造改革という橋本内閣の一環で難病患者に対する負担の増大をされたということがあったわけで、痛みがわかるのかなという気もするわけでございますし、また選挙中も一度や二度失敗したっていいじゃないですかというふうな、一度や二度失業したっていいじゃないですかと、こういうような発言があったわけですが、大変厳しい雇用情勢のもとで、三万人を上回る自殺者が出ているような状況の中で、日本の政治の最高指導者の言葉としてはどうも私は言ってほしくない、このように思ったわけでございます。また、自分も二度、三度ですか、二度ですか、自民党総裁戦に負けたというふうなことも引き合いに出しておられたわけですが、それは何も生活にかかわるわけではございませんので、そのこと自体、引き合いに出されるという感覚自体がちょっと私もわからないわけでございますが、その大臣のおっしゃった言葉を受けとめてこれからも注視していきたいと思うわけでございます。

さて、今回の国会はテロ対策国会という側面に結果として状況としてなっておりますけれども、当初は雇用対策国会ということで銘を打たれてきた。そしてまた、今日もそのことは変わっているわけではございません。もとより、そのこと自体緊急課題でございまして、私も異を唱えるものではございませんけれども、しかし、私は、今のことにも関連するのですけれども、雇用対策国会と位置づけられるまでの過程を考えますと、大変腹立たしい思いがするわけでございます。

すなわち、六月には雇用、生活に十分目を向けない、これは私どもの価値ですけれども、そういう改革路線を打ち出した。そして、七月には、一度や二度失敗したって、一度や二度失業したっていいじゃないですかと言いつつ放っていた、選挙で勝たれたので何をか言わんやの部分もございませぬけれども。しかし、その方が、八月二十八日に失業率が5%になっ

た途端に、翌日の八月二十九日には雇用対策国会と位置づけるんだということを表明されているわけでございます。

五%という数字は確かに象徴的ではございますけれども、雇用情勢が厳しい状況であったことは六月、七月、八月、変わるものではない。一国の総理たるもの、当然のこととして、国民生活、雇用情勢の実態というものをしっかりした見識を持って見ていただいた上で構造改革を唱えていただいておりますものと思っております。そして、そうであれば、たとえ五%になろうとも、残念ながらそれは予想していたことです、大変つらいことだがそれは承知の上で改革を訴えてきたんです、そういう意味からそのために来るべき国会はやはり改革国会と位置づけますと言うのが小泉総理のとられるべき対応だったのではないかと。六月、七月に雇用のことを安直に語っていた人が八月になって雇用対策国会と言ったということは、六月、七月には、構造改革を打ち出したそのときには雇用や生活のことを本気で考えていなかったということを示すものと私は思わないわけにはいかないわけでございます。

そんな意味で、雇用、生活を軽んじた構造改革を唱え、国民生活の基本にかかわることに対して場当たりの対応してきた小泉総理の姿勢に私は怒りを禁じ得ないという思いでございます。

大臣が雇用対策国会という位置づけにかかわっておられないであろうことは私も思っておりますが、率直な御感想をお伺いさせていただければと思います。

○国務大臣（坂口力君） 小泉総理は四月末から総理の席にお着きになったわけですから、言ってみれば五月から、本格的な月は五月からということになるだろうというふうに思いますが、五月、六月の時点におきましても失業率はかなり厳しかったわけでありまして、そして厚生労働省が担当いたしております有効求人倍率にいたしましても徐々に落下してくると申しますか、数字が悪くなってきてございますから、そうしたことを率直に総理にも御報告を申し上げ、そして総理の方もそれを見ながら、徐々に経済の状況が思わしくない方向に来ているということをよく認識をしながら、そしてこれは何とか手を打たなきゃいけないなど。雇用対策をそこでどうするかという話が五月、六月ごろから、新しくひとつこれは打ち出そうというので、そこでこの大きな枠組みができ上がってきたというふうに思っています。

それをやろうと思えますと、ここは国会でありますから、予算をやはり必要としますし予算を通さないといけないわけでございますので、なぜ六月からやらなかったか、五月からやらなかったかというお話はありますけれども、そこは前の、去年つくりました十三年度の予算の中にもいろいろなことが組み込まれてはおりましたけれども、そこに足りないものがある、それをやはり補正予算でということ今回これを出すわけでございますから、そこに若干のタイムラグがあるということは、それは私は国会の枠組み上いたし方のないことだというふうに思っているわけでございます。

その御理解をいただいて、そして私は、そうした意味で小泉総理が雇用国会ということをお初めに言われたのか、あるいはマスコミの方でそういう言葉が先にできたのかはちょっとよくわかりませんが、雇用のことがやはり大事、構造改革を進めていくためにはこの雇用のことを整理しなければ構造改革が本当に進んでいかないという思いをお持ちになったことだけは間違いないというふうに思っております。

○辻泰弘君 御説明を受けとめるわけですが、そうであれば、八月二十九日に、5%の失業率が出た翌日じゃなくて、選挙が終わって今後のスケジュールを考えて言うときにそういう位置づけで言ってほしかったと、こういうふうに思うわけですが。

さて、ちょっと前になりますが、橋本内閣の折の財政構造改革への政策転換ということですが、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

少し前になりますが、消費税の2%引き上げ、特別減税の廃止、社会保険料の引き上げということで九兆円の国民負担増を図ったということがございました。それが景気回復の兆しを見せていたものの足を引っ張って、以後の景気低迷、今日の雇用情勢の悪化につながったと思うわけですが。

竹中大臣は、これについて、政策転換は正しかった、そうでなければもっと悪くなっていたんだとおっしゃっておられるわけですが、大臣はこのときの政策転換がその後の経済・雇用情勢にどのような影響を与えたとお考えでございましょうか。

○国務大臣（坂口力君） このころ私は在野にいたわけですが、どういう発言をしていたかは記憶をいたしておりませんが、この平成九年後半というのは金融国会で非常に苦労したときではなかったかというふうに今記憶いたしております。特別委員会ができて、私はその中でその委員会の理事を務めさせていただきまして、そして現在の大蔵大臣であります石原大臣等と同じに、あるいは津島大臣でございすとか、あるいは民主党でありましたら仙谷理事でありますとか、そうした皆さん方と御一緒にやらせていただいた経験というのがこの九年の末ではなかったかというふうに思っています。

したがって、いろいろの構造改革の問題も、私は影響が全くなかったかと言われると、それはそんなことはないだろうというふうに思いますけれども、しかし一番その中心になりましたのはやはり経済のその当時のあの停滞、それを切り抜けるための金融機関の相次ぎます経営破綻、この辺のところが一番大きな影響を与えたし、またさらに与えかねない状況にあったというふうに記憶をいたしておりますが、そうしたことを切り抜けることができたので今日を迎えているとも言える。その辺のところをどう判断するかというのはもう少し検証が必要ではないかというふうに思いますけれども、そういう時代であったというふうに記憶をいたしております。

○辻泰弘君 当時、私が連合で仕事をしていたときに坂口先生に激励のごあいさつをいただいたように記憶をしておりますけれども、それは今の言葉を受けとめさせていただきました。

さて、医療制度改革というのは経済政策とは本来別物、別の範疇に属するものだと思いますけれども、今のことに関連して、先ほど出された医療制度改革試案、国民負担増を求めるといっていますが、景気への影響というのはどう見ておられるのか、簡単にお伝えいただければと思います。

○国務大臣（坂口力君） ちょっともう一回、大事なところですから。

○辻泰弘君 今回の医療制度改革案が、国民負担増があるわけですが、景気に影響があるのかどうかという、先ほど二兆円のかつて負担増ということがあったことを申し上げたことにつなげてということでございます。

○国務大臣（坂口力君） これから先の景気動向というものが医療制度改革につきましても大きな影響を与えることは、私は当然だというふうに思っています。これからの経済動向というものを十分に直視しながらこの医療改革というものも進めていかなければならないというふうに思います。

その中で、国民の皆さん方に痛みを分かち合っていただくような形でしていくのであるならば、国民の皆さん方に痛みだけではなくて、そして、よし、そのかわりにこちらの方では全面的なバックアップをいたしますというようなものがなければならぬだろうというふうに思うわけでございますから、そうしたことはそのときの経済動向を踏まえて、そして予算全体の中でどう枠組みがつくられるかということに私はなってくるというふうに考えております。

だから、その辺もにらみながらこの医療制度改革は進めていかなければならないというのが基本的な認識でございます。

○辻泰弘君 時間も限られておりますので少しピッチを上げたいと思いますが、竹中経済担当大臣は、おとといですか、十月十六日の記者会見で今年度の経済見通し実質一・七%成長をマイナス一%程度に下方修正するということを明らかにされておりますが、それに伴って完全失業率の当初見通し四・五%などの労働雇用指標というものを修正される御方針か、何%ぐらい、これからの推移をどう見ておられるか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（坂本哲也君） 政府経済見通しの下方修正のお話でございますけれども、これは内閣府の試算という形で行うということを私ども新聞報道で承知をいたしておるわけでございますけれども、内閣府の方からはこれまでのところ具体的には話は全く参ってお

りません。

また、失業率の今後の見通しとなりますと定量的にはなかなか難しいわけですが、八月の完全失業率はもう御案内のとおり五%と、また新規求人も減少に転じておる、あるいはまた生産の動向ですとか設備投資の見通し、こういったものを見ますと、今後も雇用情勢は予断を許さない状況が続くだろうということで雇用対策に万全を期していかなくやいかぬというふうに思っております。

○辻泰弘君 補正予算絡みのことでお聞きしたいと思うんですが、十一月九日に閣議決定の由が伝えられているわけでございます。雇用対策、保育所の増設などで政策的経費一兆円程度、社会保障の自然増などの義務的経費の追加で一兆七千億程度、トータル二兆七千億程度というふうなことが言われているわけでございます。いずれにしても、厚生労働省にかかわるものが多いと思うわけですが、補正予算の概要について、雇用、社会保障面それぞれにお示しいただきたい。

また、時間が限られておりますので一括して申し上げますけれども、そのことによって雇用創出をどのように、どのぐらいふえるんだと、五百三十万という数字が出たりしていましたが、今度の雇用対策、緊急雇用対策も含めてどれぐらいの雇用創出につながるのか、考えておられるのかということについてお聞きしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 雇用対策につきましての補正予算は現在編成中でありまして、御説明できる段階にございません。

ただし、補正予算編成作業の下敷きは、九月二十日に政府の産業構造改革・雇用対策本部が取りまとめました総合雇用対策が下敷きになっております。その主な点だけを申し上げますと、例えば新たな緊急地域雇用特別交付金の創設とかという形で地域のニーズに沿った雇用機会の創出を図る、あるいは再就職支援という観点でいいますと事業主が民間の再就職支援会社等を使った場合にそれを国が支援するなど民間を活用した失業なき労働移動の推進、あるいは、大臣がこれまでたびたび申し上げておりますが、五年間で五万人程度のキャリア・カウンセラーを養成し、そうした方々を活用して能力、年齢等のミスマッチを解消していくとか、こういう政策が盛り込まれております。

そうした総合雇用対策に盛り込まれた政策のうち緊急に実施すべきものは先行改革プログラムにのせて補正で組むということでございまして、現在その額等につきましても調整中と聞いております。したがって、そこがはっきりいたしませんと雇用創出の規模も確定しないということで、現段階ではそれ以上の御説明はできないところでございます。

○辻泰弘君 改革先行プログラムでは、新公共サービス雇用というような考え方も出されて、資金確保の方針を出しておられるわけでございます。そういうことについてもぜひ頑張ってくださいと思いますし、また、学校における少人数学級の推進とか、保育、介

護、看護、こういった分野に携わる方々の人員の確保というのは、もともとは個々の政策目的のために求められるべきものではございますけれども、それは結果して雇用の創出につながるといってございまして、大臣のお立場も雇用創出に資する政策の実現のために閣内においてお力添えいただければと思います。

さて、労働分野の規制改革についてお聞きしたいと思います。

骨太方針では、派遣労働の対象と期間、また有期労働契約の期間、裁量労働の職種の拡大などの規制緩和が主張されているわけですが、使う側からの使い勝手のいい、いつでも切れる労働形態、これを無原則に拡大していくということはやはり働く者の雇用、生活にかかわる重要なポイントで、常用雇用にも影響を及ぼして国民生活の基本や日本の社会の安定性というものにかかわりかねない問題だと思いますので拙速は厳に慎むべきだと思うわけですが、また、労働分野の規制改革に先立って、正社員、パート、派遣などにおける均等待遇の公正労働基準の確立を図ることが先決ではないかと思うわけですが、その点について御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（澤田陽太郎君） 私の所管が派遣事業でありますので、その点を中心にお答えすることをお許しいただきたいと思いますが、派遣事業そのものの見直しは去る八月三十一日に審議会ベースに落としまして議論が始まっております。

本件につきましては、先般、前回の派遣法改正の際に三年後見直しという附則第九条がつけられておりますので、そういうものも十分念頭に置いて実態の調査、把握をしっかりやった上で議論を粛々と進めていくということに動いております。

ただ、先般の総合雇用対策でも明らかになりましたように、大変現在の厳しい雇用情勢のもとで、とりわけ中高年齢者の方々にしわ寄せが大きく出る可能性があるということで、特に再就職が難しい中高年齢者に限ってその再就職促進あるいは新たな雇用機会の創出等々の観点から、今国会に所要の緊急特例法を提出したいと考えておりますが、その一環として中高年齢者に限って派遣が現在一年と認められているものを三年にするということ盛り込みたいということで、近々国会にお諮りをしたい、こう思っております。

ただ、基本的な派遣の見直しにつきましては、冒頭申し上げましたように、三年後見直しという法律上の規定も十分に踏まえて粛々と議論をしていくことにいたしております。

○辻泰弘君 促進するわけではございませんけれども、結果してパート、派遣、短期雇用という形態がかなり大きくなっているという見地から、やはりその方々が不利になるような制度というものは変えていくべきだと思うわけですが、

そのような見地から、パート、派遣労働の待遇改善という見地からの社会保険の適用拡大、このことはかねがね言われてきたことではございますけれども、例えば労働時間、日数要件の四分の三を二分の一に引き下げるとか、被扶養者認定の収入要件である百三十万を

六十五万に引き下げるとかいうようなことがあるわけでございます。このことについては医療保険制度改革の方針の中でも「年金の次期再計算時に向けた議論を踏まえ、結論を得る。」とされているわけですが、十六年度の財政再計算を待つことなく早急に対応すべきだと思うわけでございます。

もう一点、短期の勤続者に相対的に不利になっているという意味で、退職所得控除の算出の方式、これもやはり中立といいますか、短期の方に相対的に不利にならないような形にすべきだと思うわけございまして、十四年度の厚生労働省の税制改正要望項目には入っていないわけでございますが、ぜひ追加的な要望としてお願いをしたいと思っております。

その二点でございます。

○国務大臣（坂口力君） 諸般、いろいろの範囲のお話をいただきましたので私が全部なかなか答え切れないところもございまして、税制等の問題につきましては鋭意検討をいたしているところでございますから、これはひとついろいろと議論を深めていきたいというふうに思っております。

医療制度にかかわります問題につきましては、先ほどもあるいは申し上げたかもしれませんが、ことしの暮れまでにその骨格をつくり上げなければならないわけでございますので、今御指摘をいただいたようなことも含めてひとつこの骨格形成のために努力をしたい、こういうふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 時間も残り少なくなりましたので、三つ四つ一括してお聞きしたいと思います。

特定疾患、難病のことについてでございますけれども、私にいろいろと御支援いただいた中に難病連の方、腎友会の方もおられるわけですが、人工透析は更生医療ということに位置づけられているわけですが、特定疾患は昭和四十八年の次官通達、通知ということで特定疾患治療研究事業という位置づけになっていると。さっき言いましたように、小泉厚生大臣のときの一律カットの中に補助事業でございまして対象になってカットされて、結果として難病患者に対する負担が導入された。こういうことがあったわけで、今回もこういう形でその部分にしわ寄せが来るんじゃないかということがあり得るわけです。

人工透析の更生医療の方は当然増経費に入るわけですので、その分にしわ寄せは来ないといえますか、そういうことになるわけですが、難病患者のところは荒波にさらされるといえますか、そういう対象になり得るわけです。

すなわち、特定疾患というものについての制度的な位置づけ、更生医療とか育成医療とか養育医療とかあるわけですが、何々医療とか、そういうふうと言われるようにしっかりと制度的な位置づけがなされるべきじゃないかと思うわけでございます。同時に、財政状況多端の折柄はよくわかっておりますけれども、やはりこういう血も涙もないような負担

を一方向的に課していくようなやり方、小泉さんの厚生大臣のときにあったと思いますが、こういうことはぜひ来年度予算においてなさないように要望しておきたい。

それから、これは医療保険制度改革の中に入っておりますけれども、小児救急医療の充実ということは非常に生活の実感として思っているわけでございますので充実をしていただきたい。

また、病院の夜間の勤務体制等を聞きましても、やはり看護要員の充実というものが重要だと思う。この点についてもお力添えをいただきたい。

また、最後に、介助犬、盲導犬という、こういう補助犬の位置づけを法律上明確にして、社会的な認知を高めて普及促進を図るべきだと思っております。

幾つか申し上げましたが、特定疾患の問題、小児救急医療の問題、看護要員、補助犬の問題、この四点についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○副大臣（梶屋敬悟君） 最後たくさん言われたので、お答え漏れがあるかもしれません。

まずは難病、特定疾患の問題は、委員が御心配をいただいて、本当にありがとうございます。

御指摘のとおり、財政構造改革のその後ということになりましょうか、全体としては受給者の適正な受給ということで今日まで動いてきておりますが、そうした御指摘もあり、いずれにしても三十年ぐらい時間がたっているわけでありますから、改めてもう一回特定疾患・難病対策について、そのあり方について検討するというところでただいま検討をいたしているところでございます。御指摘も踏まえて検討を進めたいと思っております。

それから、小児救急医療の充実についての御要請をいただきました。おっしゃるとおりであります。救急救命センター、それからドクターヘリの導入など特段の取り組みをいたしておりますが、二次医療圏を中心にしっかりと体制づくりに力を入れていきたい、このように思っております。

介助犬についても、実はこれも検討会を立ち上げまして、介助犬については、介助犬だけでなく盲導犬等も含めて今検討させていただいております。

それから、介護要員の充実についても御提言をいただきました。看護職員の確保と、それから質の向上もあわせて今取り組みをさせていただいております。委員の御提言を踏まえてしっかり取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○辻泰弘君 十二時五分までいただいておりました。ありがとうございました。